

## 府中町町内会集会所整備事業補助金交付要綱

### (目的)

- 第1条 この要綱は、町内会が自ら町内会集会所を整備する自主的な事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で、町内会集会所整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、もって地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。
- 2 この要綱は、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

- 第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次に定めるところによる。
- (1) 町内会とは、町内会、自治会その他の自主的に組織された住民組織で、府中町北部町内会連合会又は府中町南部町内会連合会に加入しているものをいう。
  - (2) 補助事業者とは、町内会の代表者で、補助事業を行うものをいう。
  - (3) 集会所とは、町内会又は地域の住民の集会又はコミュニティ活動の用に供する建築物をいう。
  - (4) 新築とは、集会所を新たに建築すること又は全面的に建替することをいう。
  - (5) 改築とは、集会所の一部を除去し、当該集会所の用途、規模及び構造を著しく変更することなく当該除去した部分を再度建築することをいう。
  - (6) 改造とは、集会所の基本構造を変えずに使用状況を改善するため、設備の配置の変更又は模様替えを行うことをいう。
  - (7) 修繕とは、集会所の維持管理上必要と認められる補修をいう。

### (補助金の交付対象)

- 第3条 補助金の交付対象となる補助事業は、集会所を建設するための確実な財源計画があり、町内会の会員の総意で決定したもので、次の各号の一に該当する事業を対象とする。
- (1) 新築事業 建物の延床面積が、集会所及び倉庫等の付帯部分を合わせて30平方メートル以上であること。
  - (2) 改築又は改造事業 既存の集会所の維持管理上必要と認められる事業で、工事費が1件20万円以上であること。
  - (3) 修繕事業 既存の集会所の維持管理上必要と認められる事業で、工事費が1件20万円以上であること。

2 前項に規定する補助の対象となる集会所は、1の町内会に対し1の集会所に限るものとする。

3 補助金の交付を受けた後に行う補助事業により、補助金の交付を受けようとする場合、別表の左欄に掲げる事業区分に応じ、それぞれ同表の右欄の各号に掲げる年数を経過しないときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該後に行う補助事業の補助金を受けることができない。

- (1) 災害等不可抗力により施設が滅失又はき損した場合
- (2) 公共下水道への直結工事等の場合
- (3) 上水道への直接工事等の場合
- (4) その他町長が必要と認めた場合

(補助金の交付対象とする経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「経費」という。）は、前条第1項の事業に必要な費用で、次の費用等を除いた額とする。

- (1) 土地造成に要する費用
- (2) 塀、門、フェンス、花壇その他の外構の整備に要する費用
- (3) 新築に伴う既存建物の解体及び事務費に要する費用
- (4) 設計及び建築確認に要する費用
- (5) 不動産取得及び登記手続きに要する費用
- (6) 公租公課
- (7) 火災保険料などの損害保険料
- (8) 屋内外に設置する備品（新築の設備工事に含まれる冷暖房機器は除く。）
- (9) その他町長が不適切と認めた費用

(補助金の額)

第5条 補助金は、補助事業者に対し、次に定める額を限度として、経費の2分の1に相当する額を交付する。

- (1) 第3条第1項第1号の事業 500万円
- (2) 第3条第1項第2号の事業 250万円
- (3) 第3条第1項第3号の事業 250万円 から過去10年間の補助交付額（修繕事業に係るものに限る。）の合計額を控除した額

2 補助金は、事業完了後に交付する。

3 補助金の額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者の責務)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他建築に関する法令を守らなければならない。

- 2 補助事業者は、集会所の建設及び維持管理が近隣住民と問題が生じないよう措置を講じるものとし、問題が発生したときは、当該補助事業者が責任を持って対応しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の実施に先立って、当該補助事業に必要な土地を確保しなければならない。

（補助事業の事前審査申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、町長に、工事着手希望年度の前年度の8月末までに次の書類を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 府中町町内会集会所整備補助金交付要望書（様式第1号）
  - (2) 位置図
  - (3) 施工業者の見積書の写し
  - (4) 誓約書（様式第2号）
  - (5) 町内会集会所建設同意書（様式第3号。以下「同意書」という。）又は理由書（様式第4号）及び意見書（様式第5号。集会所を新築（全面的に建替するときを除く。）するときに限る。）
  - (6) その他町長が指示する書類
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、緊急、かつ、当該年度内に事業が完了すると認められる修繕事業を行おうとする場合は、工事着手希望年度でも申請をすることができる。

（事前審査における内定等）

第8条 町長は、前条第1項に規定する書類の提出をとりまとめた後、府中町北部町内会連合会又は府中町南部町内会連合会へ様式第6号により意見を求めるものとする。この場合において、同年度に複数の申請があり、その合計金額が500万円を超えたときは、町内会連合会間又は町内会連合会内の調整を求め、これを内定の参考にすることができるものとする。

- 2 町内会連合会は、町長から前項の求めがあったときは、次に掲げる項目を考慮したうえで、様式第7号により町長へ意見（前項後段の調整を含む。）を提出するものとする。この場合において、町長は、町内会連合会が調整することができないと認めるときは、くじにより内定することができるものとする。
- (1) 集会所の新築、改築、改造又は修繕の予定年月日
  - (2) 年間を通して開催される行事予定内容
  - (3) 前号の参加者数実績又は見込数

(4) その他町内会連合会の指定する事項

3 町長は、前条及び前2項の規定により補助金の交付を内定したときは、審査を申請した町内会へ様式第8号により通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条第3項の規定により内定を通知された町内会の補助事業者は、別に定める期日までに、町長に対し、当該内定を受けた補助事業について、補助金の交付申請書（様式第9号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則第4条の規定により次の書類を添付しなければならない。

- (1) 町内会集会所整備事業計画書（様式第10号）
- (2) 町内会集会所整備事業収支予算書（様式第11号）
- (3) 町内会の規約
- (4) 集会所の利用規約
- (5) 第3条に定める事業の実施に関し、町内会の会員の総意であることを証する書類
- (6) 施工業者見積書の写し
- (7) 設計書及び設計図又はこれに準ずるもので町長が認めたもの
- (8) 土地の登記事項証明書又は所有権利を証する書類
- (9) 建築確認通知書の写し
- (10) その他町長の必要と認める書類

3 前2項に定める交付申請が、第7条に定める事前審査以後に発生した災害等やむを得ない事由により当該事前審査の内容と相違するときは、町長に別途協議しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 町長は、第9条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、交付金額を決定したうえ、様式第12号により通知する。

2 町長は、前項に規定する交付決定に対し、規則第7条第4号の規定により次の条件を付けるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けなければならない。
- (4) 集会所は、火災保険に加入しなければならない。
- (5) 補助事業を行った町内会は、集会所に当該町内会名を表示する看板を入口に設置し

なければならない。ただし、既に設置してあるときはこの限りではない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業者は、町長の指示に従わなければならない。

#### (事業内容の変更)

第11条 補助事業者は、前条第1項に規定する交付の決定を受けた補助事業に変更がある場合は、様式第13号により速やかに届出なくてはならない。

2 町長は、前項の届出を承認し、交付決定額に変更が生じた場合は、様式第14号により、変更額を通知する。

3 町長は、第1項に規定する補助事業の変更に合理的な理由がない場合は、交付決定額を変更することができない。

#### (実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、府中町町内会集会所整備事業実績報告書(様式第15号。以下「実績報告書」という。)を当該事業の交付の決定のあった日の属する会計年度内に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 町内会集会所整備事業収支決算書(様式第16号)及び関係領収書の写し

(2) 工事写真(施工前及び施工後)

(3) 契約書の写し

(4) 検査済証の写し

#### (補助金の額の確定等)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領し、その報告に係る事業の検査の結果、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、府中町町内会集会所整備事業補助金額確定通知書(様式第17号。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

2 確定通知書を受けた補助事業者は、府中町町内会集会所整備事業補助金交付請求書(様式第18号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、規則第11条第1項各号に該当するものがあると認めるときは、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、同条第2項の補助金の返還を命ずるものとする。

#### (財産の処分制限)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて整備した集会所は、町長の承認を受けた場合を除き、補助金の目的に反して使用し、解体撤去し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

2 町長は、町が所有する土地に建築した集会所については、必要と認める処分制限を設けることができる。

(帳簿等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業についての規則第9条の規定による帳簿及び書類を備え、他の事業と区別して事業の収入額及び支出額を記載して、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(登記)

第16条 不動産登記を必要とする物件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の規定に基づき認可された地縁による団体を所有者として登記しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(平成30年7月豪雨災害に係る補助金の額の特例)

2 平成30年7月豪雨災害に係る公共の復旧拠点等として、利用したことにより損傷を受けた集会所については、第5条第1項の規定にかかわらず、補助事業者に対し、250万円を限度として町長が適当と認める経費（当該損傷の修繕に係るものに限る。）の100分の100に相当する額を交付する。この場合において、当該額は、この項の規定の適用後に受ける補助金の交付に関しては、第5条第3号に規定する過去10年間の補助交付額の算定の対象としない。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

前に行った事業区分	今回行う事業区分及び必要とする経過年数
-----------	---------------------

新築	(1) 新築を行う場合は、おおむね25年経過していること (2) 改築又は改造工事を行う場合は、おおむね15年経過していること
改築又は改造	(1) 新築を行う場合は、おおむね15年経過していること (2) 改築又は改造工事を行う場合は、おおむね15年経過していること